

## 堺伝統産業会館改装計画・設計業務仕様書

### 1 業務名

堺伝統産業会館改装計画・設計業務

### 2 業務目的

堺伝統産業会館を環濠エリアにおける堺の伝統産業の振興・情報発信拠点として、多くの来館者が堺の伝統産業、まちの歴史・文化について「見る・学ぶ・体験する」ことができ、また、近隣の関係施設へ誘う機能を有する施設へと改装する。

### 3 業務内容

堺伝統産業会館 1 階刃物研ぎ実演コーナー、匠のひろばの一部、2 階研修室の改装について計画・設計する。また、イメージパース図を作成する。

なお、改装のコンセプトは「全く知らない人でもわかる、楽しめる、刃物をはじめとする堺の伝統産業を身近に感じてもらう」。

#### (1) ①から③の場所の計画及び設計

① 1 階「刃物研ぎ実演」を屋内外から見学できる工夫をする。

- ・ガラス保護のため、透明ビニール製カーテン等の設置を必須とする。

② 1 階「匠のひろば」の一部をワークショップスペースに再整備する。

- ・給排水設備を設置し、テーブル・椅子を配置する。
- ・ワークショップスペースを企画展等他の用途に使用できるようにする。
- ・屋外から見学できる工夫をする。
- ・ワークショップスペースの床を水、液体洗剤を使用できる材質にする。

③ 2 階「研修室 1」「研修室 2」「堺刃物商工業協同組合連合会事務室」を刃物に関する展示スペースにする。

展示の解説文等は日・英・中・韓とし、将来的に追加できるような設えとする。

#### ㊦ 展示内容

- ・刃物を含む金属加工の歴史
- ・環濠エリアにおける金属加工業者の多さ（包丁に限らない）
- ・堺の刃物の特徴（製造工程・分業制）
- ・刃物の種類の多さ・東西の違い、用途

- ④以下の工事を行うための設計
  - ・パーテーション撤去
  - ・給排水設備撤去
  - ・壁面の防災設備の移設、消防署への届出
  - ・空調電源の移設
  - ・計画・設計するイメージパース図を具現化するために必要な工事
- (2) 計画・設計するスペースのイメージパースの作成(1階、2階)
- (3) 上記業務の施工及び展示ケース等備品調達・設置、パネル等製作委託に係る概算見積書

#### 4 履行期間

契約日から令和3年1月31日まで

#### 5 対象施設

堺市堺区材木町西1丁1-30（堺伝統産業会館）

#### 6. 成果物

- ・改装するスペースごとの具体的なデザインや計画内容（展示ケース等備品リストを含む）及び設計図書2部、そのデータ（編集可能なデータ形式）
- ・計画・設計に基づく施工及び展示ケース等備品調達・設置、パネル等製作委託に係る概算見積書
- ・計画・設計に基づくスペースのイメージパース図
- ・業務完了報告書

#### 7. 留意事項

##### (1) 一般的事項

- ①業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ②受注者は業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手する。（受注者による入手が非常に困難であるものについては、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。）
- ③受注者は、業務履行期間はもとより業務履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

##### (2) その他

- ①計画及び設計するにあたり次の点を考慮すること  
既存の展示物等を有効に活用する

多言語対応をする

- ②改装後、堺伝統産業会館の運営・管理者による運営のしやすさ、また、低ランニングコストを意識した提案をすること。
- ③具体的な計画内容及び作業スケジュール等を発注者と協議したうえで決定し、工程表を提出すること
- ④本業務が文化庁所管の文化芸術振興費補助金であるため、書類作成、提出を求める場合がある
- ⑤本業務に基づいて施工等を実施することを念頭に計画・設計書類を作成すること
- ⑥業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属する。また、成果品は、発注者及び大阪府、市町村又は協力関係にある関係団体が作成するホームページや印刷等に自由に使用できるものとする。
- ⑦業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないよう受注者の責任においてこれを処理するものとする。
- ⑧本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。
- ⑨図面は竣工時のもので、その後改修している部分があるため、現状を確認すること（別紙レイアウト図参照）。

## 8. 暴力団等の排除について

### (1) 入札参加除外者を資材購入先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、当センターは受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

### (2) 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### (3) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、

- 直ちに当センターに報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
  - ③当センターは、受注者が当センターに対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
  - ④当センターは、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。